

【個人・個人事業所・任意団体用】

債権者登録申請書兼口座振替依頼書の書き方

- (1) 債権者登録申請書兼口座振替依頼書（以下、「申請書」という）は、支払を受ける担当課へ提出してください。※法制契約課が行う業者登録に関するものではありません。
- (2) 申請者は那覇市から支払を受けようとする債権者で、申請者と債権者は同一となります。
- (3) 初めて債権者登録する場合は「新規」、登録内容に変更がある場合は「変更」、登録を廃止する場合は「廃止」に○を必ず記入してください。なお、廃止すると他課からの支払もできなくなります。
- (4) 1つの債権者につき、1つの受取口座を登録します。
- (5) 新規登録・受取口座を変更する場合は、通帳表紙とフリガナ・支店名・口座番号が記載された部分の写しを添付してください。なお、ネットバンキングなど通帳の写しを添付できない場合は、口座情報を確認するために、金融機関が発行した残高証明書などの写しを添付してください。

1. 申請者欄について

※この欄は、新規・変更・廃止の申請に関わらず、太枠内の項目について、すべて記入してください。

○氏名・名称

個人の場合は氏名、個人事業所・任意団体の場合は名称を記入してください。

○代表者の役職・氏名

個人事業所・任意団体で役職がある場合は、代表者の役職と氏名を記入してください。

※権限の委任がある場合は、別に「委任状（権限委任用）」が必要となります。

○生年月日（個人のみ）

個人の場合は、生年月日を記入してください。

○住所・所在地

郵便番号も記入してください。

個人の場合は、住民登録上の住所を記入してください。

○電話番号

日中連絡のつく番号を記入してください。

～代理人記入欄について～

代理人が申請書を提出する場合は、代理人の氏名・電話番号を記入してください。

2. 変更前欄について（債権者登録変更申請のみ）

変更がある項目のみ、変更前の内容を記入してください。

3. 受取口座欄について

金融機関名、口座番号、口座名義等の項目を記入してください。

○預金種目

登録できる預金種目は、普通預金と当座預金です。貯蓄預金は登録できません。

○口座名義

通帳表紙に記載されているとおり記入してください。

※フリガナに誤りがあると振込できない場合があります。

※申請者（債権者）と受取口座名義が異なる場合は「委任状（代金受領用）」の記入が必要です。

～委任状（代金受領用）欄について～

○日付は委任した日を記入してください。

○委任者氏名…申請者欄の「氏名・名称」および「代表者の役職・氏名」のとおり記入してください。

○受任者氏名…申請者欄の「口座名義」のとおり記入してください（受任者氏名と口座名義は、同一となります）。

※申請者（債権者）名と受取口座の口座名義が異なる場合、申請者本人へ担当課より代金受領の委任について確認のご連絡をさせていただくことがありますので、ご了承ください。